

# マックス・ヴェーバーの取引所法論（上）

松野尾 裕

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| はじめに             | V 発行制度              |
| I 取引所制度の規制に関する管轄 | VI 定期取引および投機的売買の諸形態 |
| II 取引所の組織        | VII 総括              |
| III 仲立人制度と相場建て制度 | むすび                 |
| IV 取次業務（以上本号）    |                     |

## はじめに

マックス・ヴェーバー (Max Weber, 1864~1920年) が、その若き日、学究生活の出発点において「商法」を自らの専門領域として選び、商法史研究の大家としてその名を馳せた師ゴルトシュミット (Levin Goldschmidt) が晩年に健康を害した際には (1892年)、ベルリン大学の商法担当員外教授の地位について師の講座を代行したことはよく知られている。これに先立って、ヴェーバーは1889年に論文「中世商事会社の歴史」によってゴルトシュミットとグナイスト (Rudolf Gneist) のもとで学位を取得した後、商事の実務活動にたずさわることに強い関心を示していた。ヴェーバーは1890年頃、ブレーメン市の法律顧問の地位を得ようと試みたが、結局これは実現せず、彼の落胆は大きかった。この地位をいまだ諦めきれないこの時の自らの気持ちをヴェーバーは伯父ヘルマン・バウムガルテン (Hermann Baumgarten) に宛てた1891年1月3日付けの手紙に次のように書き記している。「……しかし、わたしは相変わらずつぎのような見解をもっています。すなわち、とくに、学問的性格をもち、不断のジャーナリスティックな活動を伴うようなこうした地位にあって、二、三年徹底的に大取引商の実務にたずさわることは、わたしにとって大きな価値があったであろうという見解です。わたしは、実務活動というものにまったく異常なあこがれを抱いています。そしてこうしたあこがれはここでは満たされるとともに、果たされたことでしょう」<sup>1)</sup>。

こうした思いを抱いていたヴェーバーにとって、1891年秋頃から社会問題化していた取引所改革問題への取組みは、「学問的性格をもち、不断のジャーナリスティックな活動を伴う」ものとして、まさにうってつけのテーマであったに違いない。1894年にフライブルク大学に経済学正教授の地位を得たヴェーバーは、同大学において経済理論や政策論の講義に忙殺されるかわらで、「貨幣・銀行・取引所制度論」(1895年冬学期)や「取引所制度および取引所法」(1896

1) マリアンネ・ウェーバー編、阿閉吉男・佐藤自郎訳『マックス・ヴェーバー青年時代の手紙』下 (勁草書房, 1973年) 382頁。

年冬学期)といった科目をも講じているのである。

ヴェーバーは1894年から97年までの間に、「取引所」問題に関連して8つの論稿を公表している。1892年2月に設置された帝国宰相への諮問機関である取引所アンケート委員会 (Börsen-Enquete-Kommission) は93年11月まで集中的に審議を行なった後、ただちに膨大な資料を付して『報告書』を提出・公表した。ヴェーバーの「取引所」論の執筆はこの『報告書』の公表を受けて開始された<sup>2)</sup>。ヴェーバーの「取引所」諸論稿の内容は執筆の経過に従っておよそ3つの時期に区分することができると思われる。すなわち、①94年に取引所アンケート委員会の『報告書』に主に依拠して書かれた、「取引所法1896年6月22日」(Börsengesetz. Vom. 22. Juni 1896) が公布される以前のもの、②取引所法の公布を受けて書かれた、ヴェーバーが暫定取引所委員会 (Provisorischer Börsenausschuß, 1896年11月19~26日) の委員として同委員会の「報告書」を執筆するまでのもの、③暫定取引所委員会の「報告書」執筆以後に書かれた、ヴェーバーが(確定した)取引所委員会の委員から排斥されるまでのもの、である。

本稿の課題は、上記の3つの時期のうち第3の時期に書かれた論稿「取引所法」(Börsengesetz, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 1. Aufl., 2. Supplementband, Jena 1897, S. 222-246) の内容を紹介し、検討することである。この論稿は、その記述の内容から見て、1896年末にドイツ国内の各取引所に関してそれぞれの「取引所規則」等が公表された後、それらを入手して翌97年2月までに書き上げたものである。さらに注記は同年7月に付け加えられている。ヴェーバーはこの年、フライブルクからハイデルベルク大学に移り、学究の面でも政治的活動の面でも多忙な生活を送っていた時であったが、7月には、翌年をはじめに突然襲うことになるあの強度の神経症の一因といわれる父親との激論があった。そしてヴェーバーはこの後、空白の4年間を過ごすことになる。したがって、本稿で検討する論稿「取引所法」はこの空白の4年間の直前に位置するものであるといえる。この意味で、本稿は、初期ヴェーバー研究において未だ十分に研究されていない「取引所」論の解明にいささかなりとも寄与しようとするものである。

ヴェーバーは、この論稿のまえおきとして、「以下においては、取引所法の諸規定およびこれまでに〔すなわち1897年2月現在〕公表された取引所規則——私はベルリン、ハンブルク、フランクフルト、および見受けるところ近年発展しているミュンヘンの各取引所を選ぶこととする——が、純技術的かつ任意的な個別規定を除いて、簡潔に体系的に要約され、そして、根本的に批判的な疑義が強調される」(S. 222)<sup>3)</sup>と述べて、この論稿の課題を明示している。論

2) ヴェーバーの「取引所」関係諸論稿名およびその概観は、拙稿「一九世紀末取引所改革問題とマックス・ヴェーバーの政策思想」住谷一彦・田村信一・小林純編『ドイツ国民経済の史的研究—フリードリヒ・リストからマックス・ヴェーバーへ—』(御茶の水書房, 1985年) 所収、を参照。

3) 本文におけるヴェーバーの論稿「取引所法」からの引用については、引用箇所の頁数を括弧に入れて本文中に示すこととする。

述の内容を順を追って見て行くことにしたい<sup>4)</sup>。

## I 取引所制度の規制に関する管轄

取引所法の条文の叙述に従って以下Ⅱ～Ⅶ章において詳細に述べられることになるいわば各論の議論に先立って、ヴェーバーはまず、この法律の全般にわたって取引所制度にかかわる諸規制の管轄の問題——つまり連邦参議院を通じた帝国レベルでの規制なのか、あるいは邦単位による規制なのかということ——について、まとめて論じている。

ヴェーバーは、この取引所法においては「各取引所の統一的な取扱いの厳格な保証を成し遂げることは放棄されている。種々の点に関する処分権の重点は、連邦参議院あるいは中央官庁の手にはなく、邦政府の手に置かれている」と述べて、連邦参議院の権限が取引所法自体によって限定されていることを明確にさせていく。すなわち、「なによりもまず、邦政府は、取引所に対する認可および解散権を有し、取引所の監督をつかさどり（第1条）、それによって、取引所規則の認可に関する権限を有し（第4条）、仲立人制度に関する一層詳細な規定を定める（第30、32条）。……概して、帝国当局あるいは特定官庁が管轄に関して明確にされていない限り、取引所に対するすべての現行の管理権限を邦政府の手に置くことが受け入れられているとするならば、それは本法律の意図に合致するものである」（傍点は原文ゲシュペルト、以下同じ）。そして、「それによって、管理実務の統一性の利益に基づいて帝国当局に与えられた取引所に対する権限および管轄権は次の諸点に限られている」（S. 222）として、当該条項が列挙されている<sup>5)</sup>。

4) 取引所法 (Börsengesetz. Vom 22. Juni 1896) の全条文の邦訳は、拙稿「ドイツ帝国取引所法 1896年6月22日」『立教経済学研究』第44巻第1号(1990年)所収、を参照。

5) 取引所に対する権限および管轄権を連邦参議院に与えている条項は次の通りである。

1. 取引所組織に関して。邦監督官の任命の免除（小規模な取引所において）、あるいは邦監督官の活動を名誉裁判に関する関与に限定することは連邦参議院の承諾を必要とする（第2条第2項）。つまり、連邦参議院は邦監督官の設置とその活動内容に関して取引所間に差別を設けることができる。
2. 取引所取引に関して。連邦参議院は次の点に関して禁止するあるいは条件を付することができる。
  - a) 特定の売買取引部門に関する取引所施設の使用（第6条後段）。
  - b) 特定の商品または有価証券についての取引所定期取引（第50条）。
 さらに、
  - c) 新しい商品の取引所定期取引の認可については事前に帝国宰相に報告され、かつ、認可は、帝国宰相がさらに詳細な調査のための理由を見出さない旨の意思表示をした後に、行なわれる（第49条）。
3. 仲立人制度および相場建てに制度に関して。連邦参議院は公平の利益に基づいて次の点を定めることができる。
  - a) 特定の商品の相場建てを、全般的にあるいは個別的に取引所に対して命ずること（第35条第2号）。
  - b) 相場建ての基礎となるべき数量—商品の場合—および慣習—有価証券の場合—に関する原則の統一を図る規定を定めること（第35条第3号）。
 他方、

そしてヴェーバーは、かかる諸条項を論評して次のように述べている。「取引所組織、とりわけ仲立人および相場建て制度の領域においては、取引所法の強制的規定は、よく言われているように、統一性を達成するという限りでは、かなり不十分なものである。いくつかの重要なものうち連邦参議院による専一的な管理権限は、定期取引の認可および制限、有価証券の取引の認可の要件に関する命令、そして特に、上述の2 a [注5を参照] に示された第6条後段の規定に関するものである。この最後の規定により、連邦参議院は特定の『売買取引部門』に関して取引所施設——これはさしあたり、(第1条により) 決済事務所、精算所、精算組合および『これに類する』施設、さらに仲裁裁判所、相場仲立人、公定相場表、並びに上場認可局および取引所登記と理解される——の使用を禁止する、あるいは条件を付することができる。この規定に、暫定取引所委員会において商業利害の側で懸念されたような、連邦参議院はある一定の品目(例えば穀物、梳毛)全般についての取引所取引を上述の効果をもって禁止するあるいは一定の条件に付することができる、という視野の狭い解釈を与えることはできない。むしろ、この規定により、連邦参議院はこうした取引所施設の使用を特定の売買形態に、例えば特定の売買取引条件ないしは結約書に基づく売買についてのみ許可し、その他の売買についてはその使用を禁止することができる、と解される。それゆえ、かかる形態を避けた売買自体の取引所における存在は、それが取引所施設を利用しない限り、連邦参議院によって妨げられることはない」(S. 223)。この文脈は、実は、取引所における定期取引の禁止についての規定(第50, 51条)の射程範囲をめぐる議論にかかわるものである。ヴェーバーはこの点を説明して次のように述べている。「ここでは、問題の定期取引禁止の射程範囲内で……取引所規則の警察的規定の公布が考えられているにすぎない。その上、取引所施設からの排除は、かかる射程範囲内においても、取引所法の他の規定——さらに論究されるであろう——が諸規定の関連

c) 相場建てに関与するおよび立会うことのできる人に関する規定(第29条第1, 2項)および、相場建ての際の相場仲立人の協力の要求および相場仲立人以外によって仲介された売買取引の考慮に関する規定(第30, 31条)とは異なる相場建てを行なおうとする場合には、連邦参議院の認可が必要である(第35条第1号)。つまり、連邦参議院はこの点に関して取引所間に差別を設けることができる。

4. 発行制度に関して。連邦参議院は、上場認可局の職務に関する規定を定め、有価証券の上場認可の要件、特に、認可される株式の資本金の最低額並びに認可される有価証券の1株の最低額を決定する(第42条)。

なお、すべての取引所について一様の状態を設けることに関する連邦参議院の権限がおよび得る諸点(2のa, b, 3のa, b, 4)について、連邦参議院が規定を定めない限り、邦政府がこれを行なう。その場合、3および4については、帝国宰相に通知される。この他、次のことは連邦参議院に権限がある。

a) 帝国宰相に意見を具申する取引所委員会の委員の選任。そのうちの半数は連邦参議院の自由裁量に基づく(第3条第2, 3項)。

b) 名誉裁判控訴部の裁判長の任命(第17条第2項)。

Max Weber, Börsengesetz, S. 222.

からプロイセンのこれまでの典型的な組織形態に基づいているという一様の実際上の制限を受けている。そのため、社団法に基づいて取引所の売買が発達するという実際上の可能性は依然としてそのままである。つまり、売買およびその施設は、現行の法状態に基づいて、各邦の社団立法の状態に従うことによって、連邦参議院の検閲を広範囲にわたって免れることができるのである」（S. 223）。

以上のように取引所制度の規制に関する管轄権限の在り方を説明して、ヴェーバーは次のように結論する。「結局、取引所に対する監督に適用される原則の統一性についての保証はきわめて不十分な仕方ではかなされず、それにより、すでに経験的に示されているように、邦政府により根本的に異なった取引所法の扱いという危険が、とりわけ一方ではハンザ諸都市で、他方ではプロイセンのような農業の影響力の強い内陸諸邦で、次の様な結果を伴って生じることになる。すなわち、売買は業務規定が最も寛大に扱われる取引所を求めて行き、他の施設——とりわけベルリン取引所——には損害をもたらすことになるであろう」（S. 223）と。

なお、ヴェーバーは、取引所法第3条によって「この法律により連邦参議院の議決に付託された事項に関して審議を行なうために」設置されることが決められている「取引所委員会」（Börsenausschuß）の実情についての説明も加えている。取引所委員会は連邦参議院によって選任される少なくとも30名の委員によって構成され、そのうちの半数は取引所機関の提案に基づいて、他の半数は農業界および工業界を「適切に」考慮した裁量によって、5年毎に選任される。委員会は帝国宰相に意見を具申し、また専門家を尋問する権限を有する（第3条）。ヴェーバーの説明によると、これまでに、連邦参議院は「有価証券の上場認可に関する統一的规定」について専門家の意見を聴取するために暫定取引所委員会を招集した<sup>6)</sup>。この時に連邦参議院の裁量によって選任された委員は農業代表者8名、製粉業1名、工業2名、商業2名、学界2名であった。連邦参議院はさらに同暫定委員会に対して法的には帝国機関の管轄には属さない事項の審議をも付託した<sup>7)</sup>。そして、ヴェーバーは次のように言う。「確定した取引所委員会は今のところ（1897年2月初め）なお設置されておらず、外見的には暫定委員会の構成に対する農業からの攻撃の影響にさらされている」（S. 223-224）と。この箇所には注記が付され、「この攻撃は現在（1897年7月）次のように影響している。すなわち、40名から成る確定した取引所委員会のなかで農業分子が根本的な勢力を占め、学界の代表は排斥された」と補足が加えられている。取引所委員会のメンバーから外されたヴェーバーは委員会のこうした事態の進

6) 連邦参議院は1896年12月11日付けで、取引所法第42条により、有価証券の上場認可を統一するための規定を定めた。Max Weber, Börsengesetz, S. 223.

7) この暫定取引所委員会のメンバーとしてヴェーバーは活動し、同委員会における審議の「報告書」（Bericht des provisorischen Börsenausschusses, betreffend die Neuordnung der Verkehrsnormen an den deutschen Produktenbörsen, In: *Verhandlungen des provisorischen Börsenausschusses im Reichsamt des Innern in der Zeit vom 19. bis 26. November 1896*）の作成を担当した。この報告書の内容を紹介・検討したものとして、拙稿「マックス・ヴェーバーの暫定取引所委員会における報告」田中豊治他編『近代世界の変容』（リポート、1991年刊行予定）所収。

展を批判する一文をもってこの章を結んでいる。すなわち、農業側の主張が「あくまでも堅持されるとすれば、了解への努力のもとに相互に譲歩しあう時に生まれる公平な論議はほとんど不可能であり、むしろ、取引所委員会は、利害諸集団の互いの論拠ができる限り包括的に連邦参議院によって周知されるという場にしかすぎなくなるであろう。それは確かに価値のないものではないにしても、しかし、連邦参議院やその他の官庁から重要な準備作業を引き受け、立法過程および行政実践に関して歩み寄りの中に利害の対角線を作り出すことのできる機関ではまったくない。その上、了解にとってまったく都合の悪い目下の状況を別にしても、委員の数があまりにも多すぎるのである」(S. 224)。

## II 取引所の組織

「ドイツでは、取引所法は、互いに著しく異なる取引所組織形態のもとに制定された」(S. 224)。ヴェーバーはこのように書き出した後、ドイツの取引所組織の特徴を次のように説明している。

イギリスや北アメリカにおいて支配的な、自律的 社団 (autonomer Verein) の型は、ドイツにおいては相対的にあまり代表的なものではなかった。この型が極めてはっきりと認められたのは(ライプツィヒを除く)ザクセンの取引所だけであった。バイエルンやマンハイムの取引所は事実上監督なしの存在であった。公的な取引所と並んで存在した若干数の特殊な取引所——すなわち、フランクフルト a. M. の証券組合、ハンブルクの5大商人団体——は純粋に社団法的 (vereinsrechtlich) に組織されていた。また、自由に出入りすることのできる市場の型はハンザ諸都市にのみ——ハンブルクでは商人団体の特殊な取引所と並んで一般取引所として——存在した。大部分の取引所、特にプロイセンの取引所は、国家により認可され組織された商人団体 (kaufmännische Korporation)——普通、商業会議所あるいはその代理機関——によって維持され、そしてかかる団体に派遣された邦監督官の統轄的な監督 (allgemeine Staatsaufsicht) の下にある、というアンシュタルト (Anstalt)<sup>8)</sup> の性格を有した。

このプロイセンの取引所を標準的な型として取引所法はその諸規定に受け継いだ。それによ

8) 世良晃志郎氏の説明によれば、ヴェーバーは『経済と社会』において次のように規定している。アンシュタルト (Anstalt) は社団 (Verein) と共に、団体 (Verband) の下位概念を形成する。すなわち、「社団とは、合意に基づく団体をいい、その制定された秩序は個人的加入によって参加した者に対してのみ、妥当を要求するものである」のに対して、「アンシュタルトとは、その制定された秩序が、一定の挙示しうる効力範囲の内部において、一定の標識によって挙示しうるいっさいの行為 [およそ法的規律の対象となっているいっさいの行為] について、(相対的には) 実効的に指令されるような団体をいう」。ひとつの秩序 (規則) が、全関係者の自由な合意に基づいて成立するとき、それは「協定」(paktieren) された秩序 (規則) であり、これに反して、「全関係者の自由な合意に基づいて成立したものでないいっさいの秩序は、……『指令』(oktroyieren) されたものである」。マックス・ヴェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型』(創文社、1970年) 18頁、同『法社会学』(創文社、1974年) 15, 16頁。

れば、取引所は、国家によって認可される、従ってまたその認可取消しにも服するアンシュタルトである。つまり、取引所は国家あるいはその代理としての商業機関によって監督され（第1条）、国家によって認可され任意に変更される取引所規則（第4条）<sup>9)</sup>を必要としている。以下ではまず、取引所の機関および取引所取引への参加の認可に関する諸規定が検討される。

各取引所に対して次の機関の設置が法的に義務づけられている。すなわち、①取引所理事会（Börsenvorstand）。取引所理事会は、取引所内における秩序の管理を行ない（第5条）、秩序の妨害に対しては一時的入場禁止および罰金をもって処する権限を有する（第8条第2項）。取引所規則をもって商品取引所理事会に農業、農業的副業および製粉業界の「適切な代表者」を加えることについての邦政府の権限が特に定められている（第4条第2項後段）。②邦監督官（Staatskommissar）。邦監督官は邦政府によって——連邦参議院が取引所に対してその任命を免除していない限り——任命される。邦監督官には、連邦参議院が邦監督官の活動を名誉裁判への関与に限定することを認めない限り、取引所での売買についての監視が義務づけられ、不法行為について取引所機関に警告を発する権限を有する（第2条）。③名誉裁判所（Ehrengericht）。名誉裁判所は、商業機関が取引所監督を代理する場合にはこの監督機関自体あるいはその委員によって、その他の場合には取引所機関によって選出された委員によって構成される（第9条）。名誉裁判所は、取引所における取引所入場者の活動に関連して、名誉あるいは商人としての信用に対する要求に反する行為によって罰せられる可能性のある取引所入場者について、主張が対立している場合、被害が生じている場合あるいは邦監督官——すべての審理に出席することができる——の要求が出された場合に、裁判を開くこと、名誉裁判所の決定あるいは当事者の要求がある場合には審理を公開すること、そして判決を下すこと、を任務とする（第10～14条）。理由を付して言い渡される判決は、無罪の他に、懲戒、一時的あるいは永久的な取引所入場禁止という内容のものである（第15、16条）。判決の公示が認められる（第16条第3項）。判決に対して当事者は、取引所委員会（Börsenausschuß）によって任命された委員から選出される控訴部——裁判長は連邦参議院によって任命される——へ控訴を行なう権限を有する（第17条）。④相場仲立人（Kursmakler）——連邦参議院がその任用を免除しない限り——（第30、35条）〔Ⅲを参照〕。⑤同様に仲立人会議所（Maklerkammer）（第30条第2項）。⑥有価証券に関する上場認可局（Zulassungsstelle）。この委員会は、その委員のうちの半数を取引所登記に登録されていない者によって構成しなければならず、有価証券の取引の認可を決定することを任務とする（第36条）〔Vを参照〕。

特徴的なことに、取引所仲裁裁判所（Börsenschiedsgericht）の設置が義務づけられていない。そればかりでなく、取引所法は、係争事件の発生前に結びついた仲裁裁判所による和解に服する旨の合意は商人間あるいは取引所登記に登録されている者の間においてのみ拘束力を持つ

9) 取引所規則は次の事項を規定しなければならない。1. 取引所の管理およびその機関、2. 取引所施設で行なわれる売買取引部門、3. 取引所入場認可の条件、4. 価格・相場建ての方法（取引所法第5条）。

ものとしている(第28条)。

ヴェーバーは、取引所の機関に関する諸規定を以上のようにまとめた後、簡単な論評を加えている。すなわち、「これらの諸規定のうちで新しい事柄は、懲罰強制の限定とりわけ罰金と、邦監督官、名誉裁判所、独立した上場認可局の設置義務とであり、そして仲裁裁判所の役割を制限したことである」。「上述の諸機関およびさらに広範な諸機関を設置することについてのすべての詳細な規定は、取引所規則および各邦の法律あるいは行政規則にゆだねられている。そうした中で、プロイセンはすでに取引所法が可決される前に、商品取引所の組織について特定の方向を法的に固めていた。とりわけ、農業会議所に関する法律1894年6月20日の第2条第4項によって。それによれば、農業会議所は『取引所に関して……公布された規定に基づいて、商品取引所の管理および価格建てに際して協力を委託』される」(S. 225)と。

取引所取引への参加を認可する条件は、取引所規則によって定められるが、少なくとも次の者は排除されなければならないことが取引所法に明示されている。すなわち、女性である者、公民権を有しない者、自己の財産処分について制限を加えられている者(禁止事由が継続している間)、詐欺破産者(永久に)、普通破産者(服役その他の刑の終了後6カ月を経過するまでの間)、支払い不能者(支払い不能の状態が法的に取り除かれたことが証明されるまでの間)——たびかさなって支払い不能となり、あるいは破産した者については少なくとも1年間は認可されない——、そして名誉裁判所の判決により取引所への入場禁止を宣告された者は取引所取引への参加が認められない。これらに加えて取引所規則はその他の禁止事由を規定することができる。取引所機関の申請に基づいて、邦政府は「特定の場合」において取引所への入場禁止に関する規定の例外を認めることができる(第7条)。

この規定について、ヴェーバーは、「『認可条件』の条項によって、会員の受入れに関して独自の規定を有する独占的・自律的取引所＝社団(monopolistische autonome Börsen = Vereine)の成立は、法的に排除されることとなった」(S. 225)と論評して、次のように述べている。つまり、取引所取引への参加を認可する条件を定めるのは邦政府だということである。取引所法の第5条第3号および第7条第3項の規定は、取引所の構成員による任意の(arbiträr)入場拒否を明確に排除している。しかし、他方では、第7条以外に入場に関してなんらかの種類の制限が存しなければならないとする規定はない。だから、取引所規則による取引所参加の完全解除は、先に述べた第7条の禁止事由該当者の排除がかかる規則中に定められている限りにおいて、妨害されるものではないのである。

次いで、以上の法状態に残された問題として、ヴェーバーはふたつの事柄を指摘している。

第1。上述したように取引所取引への参加を認可する条件を定めるのは邦政府だということは、取引所規則を通じて適切に定めることができるであろうが、この取引所規則が定められるのは、まず、取引所として認可されたフェアアンシュタルトゥンクだけである。そこで、次のことが問題となる。すなわち、「自主的につくられた事実上取引所の機能を模倣した私的社団



は如何なる手段をもってかかる強制がなされ得るのか。つまり、取引所として取引所法の第1, 2, 4, 5, 7条が適用され、取引所規則が与えられ、それによって例えば入場認可に関する自由な規定の中に制限が加えられ得るのか」ということである。「取引所法では、邦政府の命令に従わない団体の『廃止』（第1条）がおそらく唯一の手段として示されている。しかし、社団が取引所法の意味における取引所としては最初から認可されないかあるいは——取引所としてすでに扱われている場合には——認可が取り消されることのほかに、個々の如何なる規定がこの『廃止』をもたらしことになるのかは定められていない。各邦政府には何等の強制手段も与えられておらず、政府が社団法およびその他の邦法上で管轄基準を持っていないのはなおのことである<sup>10)</sup>」(S. 225-226)。そのため、第2。取引所法全般がその適用範囲に関して様々な疑問の余地をもたらししているのである。「取引所法は『取引所』の概念を説明していないが、しかし疑いなく、全ての『取引所』が、その設立の法的形態にかかわらず、取引所法に服するものとすべきである。つまり、ある私的団体の姿をとる取引所がその法的形態の理由をもってただちに取引所法の諸規定を免れる資格が与えられるとすることは正しくないであろう。このことは、ドイツにおいてはこの私的団体の姿に基づく取引所が、上述したように、取引所法の公布の際に存在し、その時点ですでに取引所とみなされており、取引所法がこれらの取引所に適用されることについて何等の疑いも生じていないのであるから、なおさらのことであろう。定期的に開催される売買取引締結のための集会が『取引所』の概念であてはまるかどうかという疑問については、どんな形式的なメルクマールも問題ではない。むしろ、その集会が経済的に取引所の機能を果たしているかどうかということだけが問題なのである」。「しかし、取引所法の諸規定はなにもかもプロイセンの取引所組織の状態に合わせられており、私的に結合した商人団体が法的に公的なフェアアンシュタルトゥング——取引所法は取引所がそうであることを前提としている——として扱われ得るかどうかは疑問である。なぜならば、監督当局に、その管轄区域内のかかる私的団体の家法（Hausrecht）を破壊する法的可能性が与えられるかどうかは疑問とならざるを得ないからである」。「証券取引所についてだけではあるが、公的に組織された上場認可局に上場認可が申請されていない有価証券の相場を掲載した『相場表』の配布に対する処罰（第77条）をもって、取引所法は、自由な取引所団体の発展を阻止しようとしている。商品取引所については、定期取引の相場建ての禁止が考慮されているだけである（第51, 77条）」。「いずれにせよ取引所法は、全般にわたってその実施を確実なものとするためには、各邦の施行法による補足を必要としている。かかる施行法はこれまでのところ公布されていない」(S. 226)。

さて、それでは、「政府の承認を得て公布されたかあるいは政府によって制定された取引所

10) ヴェーバーは次のように注記して念をおしている。「それゆえ、ベルリンの警察長官には、私的に賃借りされた場所において『取引所に類似した』集会を開催しているベルリン市民に対して『直接的強制』の罰則をもって社団および場所（夢幻宮 Feenpalast）の貸し主による自由な使用を禁止する権限が与えられている、という事は決して自明ではない」。Max Weber, Börsengesetz, S. 226.

規則をもってつくられた『取引所の組織』の実体的な状況」はどのようであったろうか。ヴェーバーの記述によれば、それは「実に多様である」。

「期待されたような取引所に対する規制はプロイセンにおいて最も広範になされている」。プロイセンの各取引所では、一様に並んで取引所規則および特に仲立人規則が公布された。そこでの取引所に対する規制の実情は次のようであった。「ベルリン取引所規則1896年12月23日は取引所に対する監督を『商人長老会』(Ältester der Kaufmannschaft)に残し、取引所管理を32名の理事から成る理事会にゆだねている。理事のうち24名が商人団体の仲間から——そのうち証券取引業者から15名、商品取引業者から9名——、そして8名が長老会の仲間から選出される。理事会は証券取引所に関する部門と商品取引所に関する部門とに分かれ、それぞれ当該取引部門に属する代表者によって構成される。商品取引所の理事には、取引所の抵抗を押し切って定められた農産物取引業務についての規定に基づいて、5名の農業代表者、2名の製粉業あるいはその他の類似の業界の代表者——前者は農務大臣によって、後者は商務大臣によって任命される——が加わるものとされている。両理事会はいずれも長老会の代表者のうちから議長を選出する。商人長老会は、3年毎に選ばれる22名によって構成される相場認可局を独占し、さらに長老会の仲間から選ばれる5名によって構成される名誉裁判所を独占している。両取引所理事会はいずれも毎年、取引所入場認可の申請の事前審査のために紀律審査委員会としての役割をも果たす委員会を任命する。さらに1人以上の理事を証券ないしは農産物の公定相場確定のために立会わせる。農産物の相場確定については、農産物取引業務についての規定に基づいて、上述の各大臣によって任命された代表者のうち少なくとも2名が議決権を持って関与する。取引所理事会と並んで、相場仲立人によってその仲間のうちから選出された11名によって構成される仲立人会議所がある<sup>11)</sup>。これらの機関はすべて、諸会議および価格確定に参加する資格を与えられた邦監督官による統制の下にある。邦監督官には、上級行政裁判所裁判官経験者と行政試補の2名が任命された。取引所理事会は、取引所入場についての認可および排斥に関して、また、取引所の秩序を乱す者あるいは規則に従わない者に対する紀律策に関して自主的に——例えば1年以内の入場禁止、あるいは50ないし1500マルクの罰金というように——決定を下し、さらに、仲立人会議所によって行なわれている業務の配分の監視および、これまで『証券取引所専門家委員会』と『商品取引所常任代表団』が果たしていた仲裁裁判的機能を引受けている。取引所理事会は長老会の承認を得て、売買取引の形式的規制に関する規定を公

11) 「仲立人会議所は、相場仲立人の任用および解任について意見を述べるとともに、仲立業務の配分を——長老会への抗告を留保条件として——行なう。また、相場仲立人に対する監督を邦監督官とともに行ない、相場仲立人としての義務の不履行に際しては規律処罰を課する。さらに、仲立人間の紛争および発注者の提訴に基づく発注者と仲立人との間の紛争を調停する。仲立人の業務についての規制の権限は長老会にあり、仲立人は取引所の管理および名誉裁判所の管轄下にある。その公的な活動に関しては仲立人会議所が定めることができる」。Max Weber, Börsengesetz, S. 227.

布する。規則を破った者についての提訴の資格は取引所への入場を認められた各会員が有する。」「取引所への入場の認可は、ベルリン商人団体所属員、ベルリンおよびその近郊在住の登記されている商人ないしは商事会社役員および、それらの者に取引所での売買取引を委任された商業使用人については、法的な入場禁止事由に抵触しない限り、拒まれない<sup>12)</sup>。……入場認可は、3人の保証人に支持された申請に基づいて——保証人に対しては申請者の品位についての文書による尋問が行なわれ、保証人は一定の形式に基づいて行なった推薦に関して3年間その責任を負う——、入場許可証の交付をもって行なわれる」(S. 226-227)。

フランクフルトでは<sup>13)</sup>、「フランクフルト（証券）取引所規則によれば、商業会議所が監督官庁として毎年5ないし9名の取引所理事を任命することになっている。理事会と並んで次の機関が設けられる。すなわち、ベルリンにおけると同様に選出され同様の資格を付与された仲立人会議所、商業会議所によって選出された5名によって構成される名誉裁判所、そして同様に6名によって構成される上場認可局である。秩序を妨害した者についての提訴の資格は各会員に与えられ、理事会には一時的入場禁止および500マルク以下の罰金をもって処する権限が与えられている。」「取引所への入場の認可——取引所法によって入場が禁止されている者の他に、さらに、所有権を犯した者、偽証者並びに満期となった取引所債務の不履行者、取引所分担金の不払い者、商慣習についての取引所理事会の決定に従わない者は入場が拒否される——は、2名の推薦者の報告の下に文書によって提出された申請に基づいて、フランクフルト市民およびその他に対して、商業会議所への抗告を留保条件として、取引所理事会の裁量によって行なわれる。取引所規則は特別な質（例えば、商人の質）を規定していない」(S. 227)。

なお、ベルリンとフランクフルト以外の取引所においては、専任の邦監督官の任用は差し控えられており、この職務は兼務となっている。商品取引所には、いずれも農業の代表者が関与している。

一方、他の諸邦の取引所規則はプロイセンのそれと大きく異なったものとなっている。ヴェーバーはハンブルクとミュンヘンについて検討している。

「ハンブルク取引所規則1896年12月23日は、巧みな仕方をもって、それまでの状態を、取引所法が要求する外的形態に包摂している。一般取引所は、これまで通り、主要売買取引時間のうちの一定時間（1時30分～2時15分）を、低額の『入場料』によって、取引所法で入場禁止となっていないすべての『善良な男子』に対して開放している。諸団体によって賃借りあるいはその他の方法で調達された空間における取引所売買の開催は、入場を会員に制限するという

12) その他の地域に居住する商人および新聞関係者等は、売買取引を締結しないという条件の下で入場が認められ、場合によっては取り消される。Max Weber, Börsengesetz, S. 227.

13) フランクフルトにこれまで自主的に自由な社団として存立してきた「証券組合」(Effekten-Sozietät)での売買は、「夜間取引所」(Abendbörse)として取引所的規制の下に存続し、解散はまぬがれた。Max Weber, Börsengesetz, S. 227.

条件の下で認められている。会員が入場の資格を拒否されることがあるかどうかは規定されていないが、恐らくそうしたことはないであろう。すでに存立する商人団体のうちで、酒精、コーヒー、砂糖および綿の各取引は、特別取引所として、次のような形で取引所の組織に編入されている。すなわち、主要取引所施設での売買についての取引所規則はこれらの団体の特別な空間での売買についても適用される。取引所に対する監督は商業会議所が行ない、商業会議所は41名から成る取引所理事を任命する。取引所理事会はいくつかの部局に分かれ、商業会議所の5名の理事は『取引所委員会』として『一般部』を、そして当該部門の領域から数名ずつ商業会議所によって選出された人々が有価証券、酒精、コーヒー、砂糖および綿の各取引所の理事会を構成する。場内秩序 (Hausordnung) は一般取引所施設については取引所委員会が、特別取引所については当該理事会が管理し、それぞれ 600 マルク以下の罰金および 3 カ月以内の入場禁止を課する権限を有する。名誉裁判所は商業会議所の 5 名によって構成される。上場認可局は正規に独立しており、証券取引業者のうちから有価証券取引所理事会において選出された 9 名によって構成され、『証券取引に関する専門家委員会』として機能する。相場建ての管理は、有価証券に関しては当該理事会に、商品に関しては各特別取引所の理事会に任されている。邦監督官——目下のところ、海事および商事に関する市参事会代表団の事務局長が邦監督官を務めている——の活動を名誉裁判についての関与に限定することは、連邦参議院の承認が得られなかった。……」(S. 227-228)。

「ミュンヘン取引所規則は、『ミュンヘン商業協会』(Münchener Handelsverein)の施設として当地に存立している証券取引所をオーバーバイエルン商工会議所の商業部の監督下においており、同部は 5 名から成る名誉裁判所も独占している。取引所管理は上述の協会の理事会によって毎年選出される 10 名から成る理事会によって行なわれ、2 名ずつが週毎の輪番で執務し、相場確定を管理し、場内秩序を維持する。取引所理事会は、売買取引の形態を規制し、証券の受渡し可能性を最終的に決定し、さらに、法的な入场禁止者、取引所の平穩の妨害者、規則違反者、受渡し可能性の決定を尊重しないかあるいは取引所仲裁裁判所の判断を受入れない者に対して、入场禁止をもってあるいは、単なる軽い規則違反の場合には 1000 マルク以下の罰金をもって処する。取引所への入场が認可される権利を有するのは、職務上の担当者その他には協会の会員だけである<sup>14)</sup>」(S. 228)。

ヴェーバーは、おおよそ以上のようにドイツの主要な取引所規則の内容を要約・紹介し、次いで、次のような論評を下している。すなわち、「公的な法状態から上述したような様々な分歧が生じるのは、取引所の現実の姿が——商品取引所に関する限り——目下のところ (1897年

14) その他の者は、会員の推薦——それによって会員は被推薦者の品行について(道義的)責任を負う——がある場合に、過極めあるいは月極めの入场証の購入と引替えに、入场の許可を得る。新聞関係者は推薦を要せずかつ無料である。これらの者は、新聞関係者も含めて、入场を拒否されたりあるいは再許可されないことがあり得る。Max Weber, Börsengesetz, S. 228.

2月現在) 公的な法状態に対応していないということによるものである」と。そして「プロイセン内閣によって定められた取引所規則の諸規定、とりわけ取引所理事会への農業の代表派遣および、穀物相場建ての仕方に関する一定の規定は、政府と商品取引所との間に焦眉の紛争の外的要因を与えた」として、この「紛争」の事態について説明している。ヴェーバーが言うには、「この紛争の深い根は取引所側の抱く次のような疑念にあった。すなわち、信頼することのできない無定見な商務省は、極めて侮辱的な形式と動機とによって提案された農業からの要望に対して譲歩の側へ決定的に旋回した。ベルリン取引所では、特に、穀物の定期売買取引の廃止が現物売買取引を中心としない取引所施設から穀物取引におけるその優位性を奪い取ることになるにちがいないという状況とも結びついていた。取引所に会員として所属していない者が取引所理事会に参加し、価格建てを統制することについての不信が、次のような決定の理由として公けにされた。すなわち、これまでの公的な取引所には参加せず、社団法に基づいて、賃借りした場所における商品の売買取引を目的とする永続的な集會を整備する、という決定である。これはまずハレの商品取引業者が主張し、ベルリンにおける『ベルリン商品取引所自由同盟』(Freie Vereinigung der Berliner Produktenbörse) および シュテッティンの取引所がそれに賛意を示した」(S. 228)。そして、「当該取引所部門の理事会の選出は行なわれておらず、商品の売買取引は、正規の取引所では穀物についてはまったく中止され、その他の商品についてもほとんど中止されている。取引所を脱退した商人たちは、ベルリン、ハレ、シュテッティンでは『商品取引業者自由同盟』(Freie Vereinigung der Produktenhändler) と呼ぶべきものを設立している——その他の取引所施設に関しては確かな情報を得ていない——。この同盟は、会員の受入れを自律的に決定しており、『取引所』の名称を避け、あらゆる組織的な相場建てをせず、取引所法への包摂を免れようとしている<sup>15)</sup>」(S. 229)。

この結果として、取引所がその機能を著しく低下させたことは誰の目にも明らかであった。ヴェーバーはこう結論している。「このようにして創設された私的取引所における取引高はこ

15) 例えば、「ベルリン穀物=商品取引業者協会」(Verein Berliner Getreide-und Produktenhändler) の規約は次のように定めている。すなわち、「会員には独立した売買取引人(代理人を除く)あるいは製造業者」になることができる。受入れおよび「恥ずべき」行為による除名については理事会が最終的に決定する。2年ごとに選出される理事によって構成される理事会は、毎年——あるいは30名の会員の提案に基づいて——総会を招集し、会員の年間分担金を決定し、そして管理を遂行する。理事会のほかに出納局と会議のための文書局が設けられる。協会の目的として、a) 会員の名誉と尊敬の保持、b) 会員の経済的利益特に売買取引の振興が掲げられており、「法的に禁止された取引所定期取引」は協会内の施設から締め出されている。Max Weber, Börsengesetz, S. 229.

16) ヴェーバーは次のように注記している。「1897年7月に、ベルリンの『自由同盟』は警察に取引所としての取引所規則の提出を求められ、続いてその集會が禁止された後、彼等から訴えが出された管区委員会および場合によっては上級行政裁判所の判決が示されるまで、その活動を中止している。その結果、ベルリンの取引所は、目下のところ、組織を欠いたまま存続している酒精の売買高を除けば、不在である。……」。Max Weber, Börsengesetz, S. 229.

れまでの取引高、特にベルリン取引所のそれに比べて顕著な減少となった<sup>16)</sup>。……こうした間に、農業利害諸団体の構想の充満が、絶望的な・行政によって統制された相場建てに代わって浮上してきている。シュテットインでは中央販売組合によるもの、シュトルプでは大土地所有者によって組織された取引所(!)によるもの、その他でも、農業会議所が相場建てを行なうことができる、あるいは、政府によって設立された穀物市場価格に関する報道機関が代用されると考えられている<sup>17)</sup>。目下のところ、こうした混沌とした状態がなお続いているが、長期的には、大臣の声明に従って恐らく妥協がなされる公算が大きい。その際、取引所理事会の構成および相場建ての形式に関して、多かれ少なかれ、政府の側から譲歩がなされることになるであろう。……」(S. 229)。

### Ⅲ 仲立人制度と相場建て制度

仲立人制度 (Maklerwesen) においてもまた、「取引所法はハンザの取引所と内陸の取引所とに対照的な事情を見出した」。すなわち、ヴェーバーの説明によれば、「前者では、商法典の導入以来実際にも法的にも公定仲立人 (beamtete Makler) は廃止されたが、他方後者では、宣誓に基づく (de jura) 仲立人が存続した。彼等は実際には少数であり、しかも、施設が大きいほど、また投機的な取引が多くを占めているほど彼等には売買のうちのわずかな部分しか担われていなかった。商法典第69条第1項の規定 (自己の計算による売買取引の禁止) は、一定の固定した売買を扱う極めて小規模な施設においてのみ守られた。大規模な施設では、藁人形 [つまり、取引の実際とは関係のない名義上の人] を売買取引に介在させるという形で、この規定を扱ってきた。さらに、この規定は自由仲立人 (freie Makler) による公定仲立人の駆逐を結果した。相場建ては、ハンブルクでは、取引参加会社の申告に基づいて仲立人が輪番制で確定したし、他の所では宣誓仲立人 (vereidigte Makler) が確定した。その形式は極めてまちまちで、一部の施設では、まったく異なった原理……を含むものであった」。そして、「相場建てに関するこうした相違を取引所法は廃さなかった」(S. 230)。

そこで、仲立人制度と相場建て制度に関する取引所法の諸規定をヴェーバーは次のようにまとめている。まず、第35条では連邦参議院に次の権限を与えている。すなわち、特定の商品の公的な (amtlich) 相場建てを全般的にあるいは個別的に取引所に対して命ずること (第2号)、商品の場合には数量に関して、有価証券の場合には慣習に関して統一した原則の下に相場建てを行なうこと (第3号)、さらに、相場建ての仕方について定められた取引所法の諸規定を免

17) ヴェーバーは次のように注記している。「農業会議所の相場建ては、農業関係の新聞に掲載されている。数量についての記載も品質についての記載も加えられておらず、相場状況の地域的特性を見分けることはまったくできない。相場建ての基礎付けも不透明である。これは価値の無いものであり、価格変動の影響を排除したものである」。Max Weber, Börsengesetz, S. 229.

除すること（第1号）である。その他では、次の事が——免除の留保条件を付して——規定されているにすぎない。すなわち、相場建ては非公開とし、取引所理事、邦監督官、取引所規則によって関与が認められた関係職業部門の代表者が立会い、邦政府によって任命され取引所理事会において宣誓を行なった「相場仲立人」（Kursmakler）が協力して理事会の監督の下に確定される（第29条第2項、第30条）。この相場建ては「実際の売買状況」と一致していなければならないことが第29条第3項に定められている。そのための実際の方法として、第31条は相場仲立人の仲介によって締結された売買取引が相場建ての際に考慮されるべきことを規定している<sup>18)</sup>。

公定相場建ての制度と内容については、連邦参議院に統一的な数量と慣習を規定することについての上述した権限が与えられているだけである（第35条第3号）。如何なる商品について公定の相場建てを行なうかは取引所規則か、あるいは大多数の取引所規則がそう定めているように、取引所理事会が規定する。ただし、公定相場建てを定めることに関する連邦参議院の権限が留保される（第35条第1号）。公定相場建てはその形成とその権威について特定の刑事法上の保証の下にある。すなわち、①相場建てが認められていない商品あるいは有価証券についての価格表（相場表）を故意に公表し、あるいは機械による印刷をもって配布した者は処罰される（第77条）。また、②取引所価格に影響を与えるために詐欺の意図をもって不正な手段を用いた者（第75条）および③新聞を買収したあるいはさせた者（第76条）も同様に処罰される。

相場仲立人——ただし連邦参議院は相場仲立人の任用を免除することができる（第35条第1号）。例えばハンブルクについては免除された——の地位だけは取引所法によって統一的に規定されている。すなわち、当該品目について仲介業務を実際に営んでいる者のうちから邦政府によって任命される相場仲立人は、その任命および各仲立人への業務の配分に際して専門家としての意見を述べる仲立人の代表としての「仲立人会議所」（Maklerkammer）を構成し、記帳義務、契約書義務およびその他あらゆる私法上の義務および権利に関しては商法典第66条の

18) 取引所法第29条第3項は「取引所における取引の実際の売買状況と一致する価格が取引所価格として確定される」と定めているだけであるが、取引所内では、実際には、同種の商品であっても仲立人により時間により様々な価格でもって取引がなされていたし、あい対取引の場合もあったであろうと考えられる。したがって、それらの価格を一定の時刻に相場建てつまり公的な「取引所価格」として確定するためには、相当のくふうが必要となる。ヴェーバーはこの相場建ての意味を次のように説明している。「つまり相場建ては次のような価格を確定するものである。すなわち、その価格とは、個々の実際になされた締結——場合によっては、ここから『市況』（Marktlage）を描くことはできない——や、あるいは、そうした個々の締結から単に機械的に求められる総計を示すものではなく、『市況』から明らかとなる購入および売却の可能性——これは売買取引状況を示すものであり、通常、個別の価格をもって示されることになる——を表現するものである。しかし、原理的に解決することのできない矛盾「つまりすべての売買価格を集約することは不可能であるということ」が存するので、そのために第31条前段は、相場仲立人によって立証された個々の締結に限り考慮されるべきことを規定しているのである」。Max Weber, Börsengesetz, S. 230. だから、同条後段では「取引所理事会は、他の売買取引をも考慮に入れる権限を妨げられない」と付け加えている。

「商事仲立人」とまったく同様の地位にある。しかし、相場仲立人はこれまでの商事仲立人とは違って、その業務を仲介だけに制限されることはなく、また、自己の計算および自己の名義による売買取引および売買取引約定の保証についての絶対的禁止からも免れている。むしろ、相場仲立人には「相場仲立人が引受けた注文の執行のために必要な場合に限り」、自己の計算あるいは自己の名義において締結し、あるいは保証することが認められる。彼等の唯一の特権は、すでに言及した第31条の規定、つまり、相場建ての際に相場仲立人の仲介によって締結された売買取引が考慮されるべきことが求められる、ということである。私的仲立人については、取引所法はまったく関与していない。

ヴェーバーは、以上のように取引所法の諸規定をまとめた後、論評をさし挟むことなく、続いて、「邦政府の施行規則は、実際のところ、仲立人と相場建ての状態について統一をもたらしてはいない」と述べ、この問題をめぐる主要取引所のそれぞれの実情についての記述にペンを進めている。

プロイセンについて見ると、「ベルリン取引所では、仲立人規則1896年12月4日が、まず、上述した仲立人会議所の選挙およびその権限に関する条項を規定し、次いで、相場仲立人の地位を次のように定めている。すなわち、相場仲立人の地位は、取引所管理および名誉裁判所と並んで、相場仲立人による売買取引の規制に関する長老会規定、仲立人会議所——相場仲立人の公的な活動についての規則を定めることができる——による監督、さらに邦監督官による監督の下にある。公的な義務に対する違反は、仲立人会議所によって——長老会への控告を留保条件として——警告、懲戒、500マルク以下の罰金、3カ月以下の取引所への入場禁止をもって処罰される。法的に定められたもの他に次の事が相場仲立人の職責となっている。すなわち、取引所の諸会議に出席する——ただし、取引所理事会あるいは長老会によって出席しないことが定められている場合にはこの限りでない——こと。自己の名義あるいは計算によって引受けた債務あるいは保証を日々、区別して記帳すること。この記帳は邦監督官および仲立人会議所による検閲によって統制される。そして特に重要なこととして、相場建ての際に協力すること。その場合に、監督を行なう理事会は相場仲立人に職務に専念する旨を文書によって宣言することを要求する。……」。そして、「仲立人間での業務の配分は、毎年12月に、翌年分に関して仲立人会議所によって——ただし、取引所理事会あるいは邦監督官の側からの長老会への異議申立てを留保条件として——行なわれる」(S. 231)。

このようなベルリンの仲立人規則についてヴェーバーは論評して次のように述べている。「これまでの状態に対する改革は、仲立人の紀律および業務配分がまず彼等の仲間から選ばれた代表〔つまり仲立人会議所〕に任されるなど、主に、仲立人に対する取引所理事会の強力な地位のかなりの制限ということにある。……この代表は、仲立人の経済的支援者という意味でのChambre syndicaleという形で形成されるものではない。はやかれおそかれもし仲立独占が形成されるようなことがあるとすれば、農業側が要求しているような、相場建ての際の「売



「買の完全な把握」を可能にするということが問題となろう。目下のところでは、そうした事はほとんど見込まれない」（S. 231）。

さらに、ベルリン取引所規則中の相場建てに関する規定が説明されている。すなわち、「有価証券、貨幣、並びに穀物、酒精、油、油種子、石油、穀粉、馬鈴薯澱粉に関しては毎日、手形に関しては少なくとも週3日は相場が建てられるものとし、……相場確定は、毎日2時に、当該取引所理事会あるいはその代表者によって行なわれる。取引所理事会は、その判断に基づいて、農産物の場合には上述のように最低2名の農業代表者を呼び、情報を入手することができる。すべての現金売買取引あるいは先物売買取引の価格および売り値あるいは買い値に関する情報提供についての義務を相場仲立人は負い、場合によっては、すでに言及したように、宣誓に基づく記帳および上述の条項に示された義務に基づく帳簿検閲を認めることについての義務を負う。必要に応じて、相場仲立人は理事会あるいは理事会代表者に専門家の意見として確定されるべき相場に関して助言を行なう。穀物については特に……原産地、品種、品質、重量、状態（色、乾燥、臭い）および収穫年次による個々の種類の表示と区別を規定している。このように区別されたもののうちでどの種類の相場建てを行なうかは商務大臣が取引所理事会の意見に基づいて定める。種類の異なるものとして、少なくとも内国産品と外国産品とは区別される。……あらゆる場合に、最高および最低の決済価格が相場として記録される。そして、可能な限り、取引された数量が確定されるものとし、ある種類について取引が行なわれていない場合には、その事実が記録される。これにより……これまでの現物商品に関する『見積り相場建て』（Schätzungsnotiz für Lokoware）は退けられる」。そして、この穀物取引における種類別や取引数量の記録についてヴェーバーは次のように説明を続けている。「品質の記録に関して求められている改革はカラス麦について最も少なく、大麦についてが最も多く、小麦とライ麦についてもほぼ同様に多いが、このことは従来のベルリンにおける相場建ての重大な改革を意味している。ケーニヒスベルクとダンツィヒでの相場建ては、出されている条件にすでに現在おおかた合致している。さらに、数量の記録は、ドイツの取引所にとって一層重大な改革である。今までは日々、解約告知される(gekündigt)数量が記録されるにすぎなかった」（S.231-232）。

しかしながら「商品取引所に関して定められた諸規定は日の目を見ていない」。その理由はこうである。「というのは、農業代表者の理事会への参加に加えて、相場建てへの諸要求によって、出発時点からもたらされた取引所のストライキは、ベルリンでは、穀物、なたね油、馬鈴薯澱粉および酒精の定期についての公定相場建てを完全に消滅させたからである。わずかに、現物の酒精については、非公式ではあるが、取引の中心となっている取引所によってその売買が報告されている。自由同盟による相場建ては、新聞の私的情報に基づく、形式上まったく私的な性格のものである」（S. 232）。

フランクフルトでは、取引所規則に基づいて、相場確定は次のように定められている。「現

金売買取引に関しては、通常、個別の相場が（明らかに、これまでフランクフルトで行なわれてきた『平均相場』(Mittelkurs)の仕方によって)、昼間取引所では1時15分に、夜間取引所では6時15分に、さらに遅い締結については特別に、建てられる。定期相場建ては、ベルリンにおけるこれまでと同様である。すなわち、最初の相場と、それに続く価格の変動を示す相場である……。相場の外形もまた、これまでベルリンとフランクフルトにおいて行なわれてきた原則に従っている。すなわち、市況を表わす決済相場 (bz. Kurse)・売り相場 (B. Kurse)・買い相場 (G. Kurse) が建てられる。公定相場が建てられていない証券についての私的な相場表は、商業会議所が認可をすることができる。相場建て自体は、選出された7名の仲立人から成る仲立人会議所によって行なわれ——これはすでに以前から存続するフランクフルトの慣例を引き継いでいる——、仲立人会議所は相場仲立人の報告に基づいて多数決によって相場を確定する。これまでの状態とあまり違っていないが、証券組合 (Effekten=Sozietät) による相場確定の仕方だけは、『夜間取引所』についても昼間取引所と等しくされた。フランクフルト仲立人規則1896年12月27日の規定は、ベルリンのそれと本質的に同じである<sup>19)</sup>」(S. 232)。

それでは、他の諸邦の仲立人・相場建て制度はどのようであろうか。取引所の組織を検討した際と同様にヴェーバーはハンブルクとミュンヘンについて説明している。ヴェーバーは言う。ハンブルクは「ベルリン取引所に対して敵対的に (animos) 異なった規定を定めている」。

「ハンブルクでは、連邦参議院によって取引所法第35条に基づいて相場仲立人なしの、しかもその他通常原則とは異なる相場建てが認可された。これに関して取引所規則は次の通り規定している。すなわち、公定相場建ては、証券、手形、外国為替、貴金属について、並びに酒精、コーヒー、砂糖、綿等の定期売買については毎日——場合によっては当該取引所理事会の指示に従って日に数回——行なわれ、決済相場・売り相場・買い相場が建てられる。……相場確定は、当該取引所部局から代表として選ばれた理事会の構成員に委ねられている。協力のために、補助者が当該部局から任命、公示され、誓約をした上で義務を負う。証券取引においては、これらの補助者は、会社登記に登録された仲立人のうちから選ばれるが、しかし、彼等が相場仲立人の義務を引受けることはない。証券取引に関しては、これまで通常行なわれてきた相場確定の土台が将来とも維持されるであろう。……」。「現状を見る限り、ハンブルクにおける仲立人制度および相場建て制度はまるで変わっていないのと同じであり、とりわけ、穀物相場建てについてはいずれの規定も実施されないままとなっており、ベルリンの商品取引所に対する扱いと際立った対照をなしている」(S. 233)。

「ミュンヘンの(証券)取引所規則の仲立人制度および相場確定についての規定は相当に詳

19) ベルリンと異なるのは次の点だけである。すなわち、仲立業務の配分についても公的活動に関する規則の制定についても、ベルリンでは仲立人会議所が間に入るが、フランクフルトでは商業会議所が決定を行なう。ただし、業務の配分については、取引所法が規定している通り、仲立人会議所に対する専門家としての意見聴取に従う。Max Weber, Börsengesetz, S. 232.

しい。相場仲立人は、取引所理事会の提案に基づいて政府監督官庁に意見を求めた上で任命され、取引所規則の規定および取引所紀律に服する。相場仲立人と並んで取引所理事会は「取引所仲介業者」（Börsenagenten）と呼ばれる団体構成員を認可する。つまり、仲介活動は認可制となっている。……相場仲立人は取引所へ常時参加していることを義務づけられる。相場仲立人も仲介業者も共に契約書作成義務（Schlußnotenpflicht）を負う。相場仲立人は、輪番制でもって、理事会によって各自の受け持つ証券が割り当てられ、それらの証券について取扱い、それは相場建ての際に考慮することが要求される。相場確定は、相場仲立人の12時30分時点での自己による照会を加えた申告——これは場合によっては帳簿検閲によって事後的に統制される——に基づいて取引所理事会の当番理事によって行なわれる。自己による照会は、11時45分から12時15分までに取引所の所定の場所において相場仲立人によって扱われた——すなわち注文が受理された——取引が執行され、さらに12時15分から12時30分までに所定の場所で暫定的に価格が決められた後に行なわれる。相場は単一相場である。……このようにして相場が建てられる場合には、明らかに、最も多くの締結が処理され得ることになり、仲立人は当該有価証券について互いに平等である。確定された相場は、それまでに成立した締結の単なる記録ではなく、仲立人に提示された売買取引が成立するかどうか、そして如何なる相場で成立するかということを決定づけるものである。確定された相場で処理され得る注文は、それを要求することができる。相場が確定された後ただちに仲立人は通知を行なう。……」（S. 233）。

ヴェーバーは主要取引所の仲立人制度および相場建て制度についておおよそ以上のように要約・紹介し、次いで次のような論評を述べている。そこでの論点は穀物の相場建てに集中している。すなわち、「結局のところ、相場建て制度の領域における大きな改善はこれまでほとんど報告されておらず、最も異論の多かった領域——穀物相場建て——においては過度の規制が完全な真空状態（Vakuum）を生み出している。例えば、従来の大規模なドイツの穀物取引所では、公定相場建てがまったく行なわれていない」。そして、「このため、暫定取引所委員会において相当に立ち入って審議された穀物相場建て制度の積極的な具体化の問題は、目下のところ行き詰まっている」（S. 234）。ヴェーバーが指摘するその「積極的な具体化の問題」とは次の3点である。

第1。穀物を種類別にすることの可能性について。「ベルリン取引所規則第29条aに基づいて上述の仕方によって相場建ての際に区別されるべき穀物の種類の確定に関して、商務大臣と取引所理事会との間での交渉は、これまでのところ開催できないでいる。相場建てのために穀物の型（Typen）を確定すること——農業者同盟がおおむね、また農業評議会も定期受渡し先物売買取引に関して要望していたような——の可能性と有用性は農業側によってもプロイセン農務省によっても否定されている。というのは、ドイツ産の穀物の種類は、単一化されつつあるとはいえ、目下のところなお流動的であり、この型からはみ出してしまう種類のものの相場が圧迫されるとか、類型になじめない生産者が不利となることが予想されるからである。穀物の

公定<sup>・</sup>の<sup>・</sup>分<sup>・</sup>類——北アメリカで行なわれているような——は、内国産と外国産とが市場において競合しているところでは、紛争が噴き出して (streitfrei) 不可能である。これがまさに問題となったのは、定期取引が行なわれていた間である。実際、別の形式でもって間接的にでも行なわれるようになれば、再び問題となるであろう」(S. 234)。

第2。取引数量を確定することの可能性について。「ベルリン取引所規則第29条cの意味における相場建ての基礎となる数量について規定することの可能性は、商業利害関係者によって否定された。というのは、彼等は売買取引操作をあまりに露骨に行なおうとしているので、少なくとも自己取引については相場建てのためにそれらの締結を申告することを避けようとしているからである。相場建てが、相場帳 (quotation books) を用いた個別締結ではなしに、相場仲立人の帳簿から算出されるような、個々の種類の総売買高だけを扱うものであれば、まさにそうなるであろう。この事は実際排除されない。なぜなら、自己取引は相場建てに関して比較的少ない利害しか有さないからである。しかし、取引所法第31条第1文にはかまわずに、同条第2文や第29条第3項の規定に従って、相場仲立人による締結だけが基準となる必要はないということもまた考慮されなければならない」(S. 234)。

第3。売買取引の申告を強制することの可能性について。「取引所において締結されたすべての売買取引について申告を強制するという考え、例えば、締結書——その見本が相場建て当局に提出される——をいつの場合にも交付することを罰則をもって強制するという考えが、農業者同盟および農業評議会によって提唱されたが、しかし、たとえ秘密保持が義務づけられているとしても公的機関に売買取引上の手筈が明らかにされるという理由から、激しい反対を受けた。いずれにしても、この考えは、まずなによりも取引所売買高の壊滅的衰退を招くであろう。そして、そうした衰退が永続的なものとなるかもしれない最近の事態を見れば、この確実性は否定されないのである」(S. 234)。

そしてヴェーバーは結論する。「このような事態に直面して、広範に進められてきた構想はすべて、おそらく近い時期に論議から立ち消えとなるであろう」(S. 234) と。

#### IV 取次業務

取次業務 (Kommissionsgeschäft) の改革は、一部は取引所法において、一部は取引所法と並行して公布された寄託法 (Depotgesetz)<sup>20)</sup> において扱われている。取引所法はもっぱら、こ

20) これは「銀行寄託法1896年7月5日」(Bankdepotgesetz. Vom 5. Juli 1896) のことである。マックス・ヴェーバーは、『国家学辞典』第1版、補巻2の中に、本稿で紹介している「取引所法」の他に、「有価証券(保管)」という項目を執筆し、この銀行寄託法について論じている。Max Weber, Wertpapiere (Aufbewahrung), in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 1. Aufl. 2. Supplementband, Jena 1897, S. 984-986. 本稿では、この論稿には立ち入らない。

れまで商法典の第376条——同条は取引所法第71～74条によって置き換えられた——によって規制されていた自己介入権（Selbsteintrittsrecht）の新しい規制に関わっている。ヴェーバーは次のように説明している。

自己介入は、有価証券の取引については現在、公定相場建てが行なわれている場合に限り認められる。商品については、「取引所あるいは市場価格」が実際に存していれば十分である<sup>21)</sup>。自己介入を希望しない委託者はそれを禁じなければならない。自己介入が認められるならば、おそくとも執行通知当日に自己介入による注文執行の旨が明言されなければならない。自己介入が、認められた仕方によって明言されておらず、その上、取次人が執行通知の際に第三者の契約者を通告しない場合には、取次人は自己介入権を享受しない一方で、売買取引の履行を保証しなければならない。これまでの事態との根本的な相違は、取次業者の法的地位がただちに明確にされるということである。これまでは自己介入を明言する期限が定められていなかったために、こうした事は無理であった。自己介入の法的効果については、これまで述べてきたように、次の事がはっきりしている。すなわち、自己介入それ自体は単なる注文執行の一形態であり、したがって、顧客に対する地位としての取次人の一般的な地位を、それ以外の点では、なんら変質させるものではない。自己介入を行なう取次人の特権は、彼の義務が取引所価格——注文の執行時点つまり委託者へ執行通知を交付する時点に存する価格——を遵守していることの証明に基づく請求書の作成に限定されるということである。自己介入を行なう取次人は、とりわけ委託者に対する価格の請求に関して周到な注意が求められ、かつ、かかる注意の際に顧客にとって最も有利な価格を請求することが求められる。如何なる場合にも、取次人は、執行通知の発送前に、引受けた別の注文によって第三者と締結した売買取引の価格よりも不利な価格を委託者に請求することは認められない。つまり、取次人は委託者を相場から「切離し」（schneiden）てはならない。また、請求される価格が公的に確定された相場（価格）——それが存するところでは、従って有価証券の場合には常に——よりも不利なものであることは認められない。特定の相場（始値、平均値、終値）による注文の場合には、当該相場よりも不利なものであることは認められない。また、取次人が執行通知を取引所の閉鎖後に発送する場合には、取引所閉鎖の時点に成立している相場よりも不利なものであることは認められない。自己介入を行なう取次人の義務に関するこれらすべての規定は、契約によって変更されてはならない（第70～74条）。不正確な助言あるいは情報を与えることによって、あるいは、故意に損害をもたらすような注文の執行あるいは売買取引の清算によって、委託者に故意に損害を与えることは刑事法上の処罰の対象となる（第79条）。

取引所法における以上のような取次業務に関する改革をヴェーバーは論評して次のように述

---

21) この場合、「自由同盟」において形成される価格が「市場価格」に該当することは疑いのないところであるが、価格水準の妥当さを証明することは必ずしも容易ではない。Max Weber, Börsengesetz, S. 234.

べている。すなわち、「次の点は認められよう。相場からの切離し (Schneiden), 契約不履行 (Aus-dem Engagement=Werfen), そして (第75条の罰則と結び付いて) 相場操縦 (Kursmachen) のかなりひどい事態は、これらの諸規定によって相当に厳しく規制されるであろう」と。しかし、ヴェーバーは続けて言う。「これによって取次業務による被害が徹底的に取り除かれることには決してならないということは明らかである。……その主要な障害はずっと以前から、ドイツにおいては取次と自己取引との間の分業が欠陥だけである、ということにあった。ことによると定期取引の抑圧と削減がこうした分業の促進に影響をもたらすかもしれない。ベルリンの大銀行は、すでに1896年から手数料率の引上げ——一部では倍増 (0.5 から1パーセントへ) ——をはたらきかける動きを始めている。その成功は確かに激しい競争の中で疑問ではある。特に、フランクフルトの取引所とミュンヘンの取引所とは競争関係にあるので共同歩調はとらない。手数料率の引上げが成功すれば、それによって取次業務において利得が不十分であるために生じている自己投機へと結び付く誘惑は断ち切れよう。個々の規定が取次業務の実践に及ぼす影響については、規定は当然のことながら何も述べていない。……」(S. 235)。

〈未了〉